〇指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

(平成十二年二月十日) (厚生省告示第十九号)

別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表

6 通所介護費

イ 通常規模型通所介護費

- (1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
 - (一) 要介護 1 370 単位
 - (二) 要介護 2 423 単位
 - (三) 要介護 3 479 単位
 - (四) 要介護 4 533 単位
 - (五) 要介護 5 588 単位
- (2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合
 - (一) 要介護 1 388 単位
 - (二) 要介護 2 444 単位
 - (三) 要介護 3 502 単位
 - (四) 要介護 4 560 単位
 - (五) 要介護 5 617 単位
- (3) 所要時間 5時間以上 6時間未満の場合
 - (一) 要介護 1 570 単位
 - (二) 要介護 2 673 単位
 - (三) 要介護 3 777 単位
 - (四) 要介護 4 880 単位
 - (五) 要介護 5 984 単位
- (4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合
 - (一) 要介護 1 584 単位
 - (二) 要介護 2 689 単位
 - (三) 要介護 3 796 単位
 - (四) 要介護 4 901 単位
 - (五) 要介護 5 1,008 単位
- (5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合
 - (一) 要介護 1 658 単位
 - (二) 要介護 2 777 単位
 - (三) 要介護 3 900 単位
 - (四) 要介護 4 1,023 単位
 - (五) 要介護 5 1,148 単位
- (6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合

- (一) 要介護 1 669 単位
- (二) 要介護 2 791 単位
- (三) 要介護 3 915 単位
- (四) 要介護 4 1,041 単位
- (五) 要介護 5 1,168 単位

口 大規模型通所介護費(I)

- (1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
 - (一) 要介護 1 358 単位
 - (二) 要介護 2 409 単位
 - (三) 要介護 3 462 単位
 - (四) 要介護 4 513 単位
 - (五) 要介護 5 568 単位
- (2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合
 - (一) 要介護 1 376 単位
 - (二) 要介護 2 430 単位
 - (三) 要介護 3 486 単位
 - (四) 要介護 4 541 単位
 - (五) 要介護 5 597 単位
- (3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合
 - (一) 要介護 1 544 単位
 - (二) 要介護 2 643 単位
 - (三) 要介護 3 743 単位
 - (四) 要介護 4 840 単位
 - (五) 要介護 5 940 単位
- (4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合
 - (一) 要介護 1 564 単位
 - (二) 要介護 2 667 単位
 - (三) 要介護 3 770 単位
 - (四) 要介護 4 871 単位
 - (五) 要介護 5 974 単位
- (5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合
 - (一) 要介護 1 629 単位
 - (二) 要介護 2 744 単位
 - (三) 要介護 3 861 単位
 - (四) 要介護 4 980 単位
 - (五) 要介護 5 1,097 単位

- (6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合
 - (一) 要介護 1 647 単位
 - (二) 要介護 2 765 単位
 - (三) 要介護 3 885 単位
 - (四) 要介護 4 1,007 単位
 - (五) 要介護 5 1,127 単位

ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)

- (1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合
 - (一) 要介護 1 345 単位
 - (二) 要介護 2 395 単位
 - (三) 要介護 3 446 単位
 - (四) 要介護 4 495 単位
 - (五) 要介護 5 549 単位
- (2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合
 - (一) 要介護 1 362 単位
 - (二) 要介護 2 414 単位
 - (三) 要介護 3 468 単位
 - (四) 要介護 4 521 単位
 - (五) 要介護 5 575 単位
- (3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合
 - (一) 要介護 1 525 単位
 - (二) 要介護 2 620 単位
 - (三) 要介護 3 715 単位
 - (四) 要介護 4 812 単位
 - (五) 要介護 5 907 単位
- (4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合
 - (一) 要介護 1 543 単位
 - (二) 要介護 2 641 単位
 - (三) 要介護 3 740 単位
 - (四) 要介護 4 839 単位
 - (五) 要介護 5 939 単位
- (5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合
 - (一) 要介護 1 607 単位
 - (二) 要介護 2 716 単位
 - (三) 要介護 3 830 単位
 - (四) 要介護 4 946 単位

- (五) 要介護 5 1,059 単位
- (6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合
 - (一) 要介護 1 623 単位
 - (二) 要介護 2 737 単位
 - (三) 要介護 3 852 単位
 - (四) 要介護 4 970 単位
 - (五) 要介護 5 1,086 単位
- 注1 イからハまでについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、指定通所介護(指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画(指定居宅サービス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(高齢者虐待防止措置未実施減算)

注 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算 として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(業務継続計画未策定減算)

注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、 所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取扱い)

注 4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定通所介護を行う場合は、注 1 の施設基準に掲げる区分に従い、イ(2)、ロ(2)又はハ(2)の所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定する。

(感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応)

注 5 イからハまでについて、感染症又は災害(厚生労働大臣が認めるものに限る。)の発生 を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度にお ける月平均の利用者数よりも 100 分の 5 以上減少している場合に、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から 3 月以内に限り、1 回につき所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から 3 月以内に限り、引き続き加算することができる。

(8 時間以上 9 時間未満の通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算の取扱い)

- 注 6 電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定通所介護を行った場合又は所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が 9 時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
 - イ 9時間以上10時間未満の場合 50単位
 - ロ 10 時間以上 11 時間未満の場合 100 単位
 - ハ 11 時間以上 12 時間未満の場合 150 単位
 - 二 12 時間以上 13 時間未満の場合 200 単位
 - ホ 13 時間以上 14 時間未満の場合 250 単位

(共生型通所介護)

注 7 共生型居宅サービスの事業を行い、かつ、電子情報処理組織を使用する方法により、 都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活介護事業者 (指定障害福祉サービス等基準第 78 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。) が当該事業を行う事業所において共生型通所介護(指定居宅サービス基準第 105 条の 2 に規定する共生型通所介護をいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、所定 単位数の 100 分の 93 に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指 定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準第 156 条第 1 項に規定する 指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)又は指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障 害福祉サービス等基準第 166 条第 1 項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をい う。)が当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発 達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関す る基準(平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下この注において「指定通所支援基準」と いう。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この注において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

(生活相談員配置等加算)

注 8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、注 7 を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1 日につき 13 単位を所定単位数に加算する。

(中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算)

注9 指定通所介護事業所の従業者(指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する通所介護従業者をいう。)が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定居宅サービス基準第100条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(入浴介助加算)

- 注 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - イ 入浴介助加算(I) 40単位
 - 口 入浴介助加算(Ⅱ) 55 単位

(中重度者ケア体制加算)

注 11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指

定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき 45 単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

(生活機能向上連携加算)

- 注 12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き 3 月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注13を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。
 - (1) 生活機能向上連携加算(I) 100 単位
 - (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位

(個別機能訓練加算)

- 注 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)及び(2)については1日につき次に掲げる単位数を、(3)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(I)イを算定している場合には、個別機能訓練加算(I)口は算定しない。
 - (1) 個別機能訓練加算(I)イ 56 単位
 - (2) 個別機能訓練加算(I)口 76 単位
 - (3) 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位

(ADL 維持等加算)

注 14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ ADL 維持等加算(I) 30 単位

口 ADL 維持等加算(Ⅱ) 60 単位

(認知症加算)

注 15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1 日につき 60 単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

(若年性認知症利用者受入加算)

注 16 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、若年性認知症利用者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった者をいう。以下同じ。)に対して指定通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。

(栄養アセスメント加算)

- 注 17 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1 月につき 50 単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。
 - (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
 - (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者 (注 18 において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、 当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応する こと。
 - (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
 - (4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。

(栄養改善加算)

- 注 18 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。
 - イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していること。
 - ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの 摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
 - ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理 栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に 記録していること。
 - 二 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
 - ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。

(口腔・栄養スクリーニング加算)

- 注 19 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。
 - イ 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20単位
 - ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位

(口腔機能向上加算)

注 20 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又

は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- イ 口腔機能向上加算(I) 150 単位
- 口 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160 単位

(科学的介護推進体制加算)

- 注 21 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通 所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算 として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。
 - イ 利用者ごとの ADL 値 (ADL の評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)の 状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
 - ロ 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供に当たって、イに規 定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用 していること。
- 注 22 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、通所介護費は、算定しない。

(事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護を行う場合)

注 23 指定通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護事業所と同一建物から当該指定通所介護事業所に通う者に対し、指定通所介護を行った場合は、1日につき 94 単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(送迎を行わない場合の減算)

注 24 利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、

片道につき 47 単位を所定単位数から減算する。

ニ サービス提供体制強化加算

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) サービス提供体制強化加算(I) 22単位
 - (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位
 - (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

木 介護職員等処遇改善加算

- 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員等処遇改善加算(I) イから二までにより算定した単位数の 1000 分の 92 に相当する単位数
 - (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) イから二までにより算定した単位数の 1000 分の 90 に相当する単位数
 - (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) イから二までにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数
 - (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) イから二までにより算定した単位数の 1000 分の 64に相当する単位数
- 注 2 令和 7 年 3 月 31 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定通所介護事業所(注 1 の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) イから二までにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数

- (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) イから二までにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) イから二までにより算定した単位数の 1000 分の 79 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) イから二までにより算定した単位数の 1000 分の 74 に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) イから二までにより算定した単位数の 1000 分の 65 に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) イから二までにより算定した単位数の 1000 分 の 63 に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) イから二までにより算定した単位数の 1000 分の 56 に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) イから二までにより算定した単位数の 1000 分の 69 に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) イから二までにより算定した単位数の 1000 分の 54 に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) イから二までにより算定した単位数の 1000 分の 45 に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) イから二までにより算定した単位数の 1000 分の 53 に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) イから二までにより算定した単位数の 1000 分の 43 に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) イから二までにより算定した単位数の 1000 分の 44 に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) イから二までにより算定した単位数の 1000 分の 33 に相当する単位数